

民生・児童協力委員身分証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生・児童協力委員設置要領第3条の規定により委嘱された民生・児童協力委員が携行する身分証明書（以下「身分証明書」という。）に関し、必要な事項を定める。

(様式)

第2条 身分証明書は、様式第1号によるものとする。

(交付)

第3条 市長は、民生・児童協力委員を新たに委嘱したとき、民生・児童協力委員に再任の委嘱をしたとき、又は第8条の規定による届出を受け取ったときは、当該民生・児童協力委員に身分証明書を交付するものとする。

(有効期間)

第4条 身分証明書の有効期間は、交付の日から民生・児童協力委員の任期満了の日までとする。

(記載事項の変更)

第5条 民生・児童協力委員は、氏名その他記載事項に変更があった場合は、民生・児童協力委員身分証明書記載事項変更届（様式第2号）により市長に届け出て、身分証明書の引替交付を受けなければならない。

(携帯提示義務)

第6条 民生・児童協力委員は、その職務の執行に際しては、常に身分証明書を携行し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(貸与の禁止)

第7条 身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(紛失)

第8条 身分証明書を失い、又は損じたときは、直ちにその旨を民生・児童協力委員身分証明書(紛失・亡失)届(様式3号)により市長に届け出て、身分証明書の再交付を受けなければならない。

(返納義務)

第9条 民生・児童協力委員は、次の号のいずれかに該当するときは、直ちに身分証明書を返納しなければならない。

- (1) 民生・児童協力委員を解嘱されたとき。
- (2) 身分証明書の有効期間が満了したとき。
- (3) 前条の届出を行った後、紛失した身分証明書を発見したとき。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

様式1号

第 号

西宮市民生・児童協力委員証

氏名

平成 年 月 日交付

有効期間 平成 年 11 月 30 日まで

あなたは、民生委員・児童委員に協力して福祉活動を行う民生・児童協力委員であることを証します。

西 宮 市 長 山 田 知
西宮市民生委員・児童委員会会長 末川 賀鶴子

民生・児童協力委員設置要領(抄)

5. 民生・児童協力委員は、民生委員・児童委員の職務を侵さず、住民のプライバシーに直接的に関与せず、民間ボランティアの立場で活動するものとし、その職務は次のとおりとする。

- (1)地域住民の生活状態を適切に把握し、必要な情報を民生委員・児童委員に連絡通報すること。
- (2)高齢者、障害者、児童等のいる家庭への友愛訪問等を行うこと。
- (3)市の福祉施策の普及啓発を行うこと。
- (4)その他地域の福祉活動に協力すること。

6. 守秘義務

民生・児童協力委員は、その職務を遂行するにあたっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

7. 民生委員・児童委員との連携

民生・児童協力委員はその職務を遂行するにあたり、民生委員・児童委員と緊密な連携を保たなければならない。

様式第2号

平成 年 月 日

西宮市長 山田 知 様

民生・児童協力委員

住 所

氏 名



民生・児童協力委員身分証明書記載事項変更届

このたび次のとおり民生・児童協力委員身分証明書記載事項の変更がありましたので、お届けします。なお、再交付くださるようお願いいたします。

記

1 身分証明書の番号

証明番号

交付年月日 平成 年 月 日

2 記載事項変更項目

3 変更理由

平成 年 月 日

西宮市長 山田 知 様

民生・児童協力委員

住 所

氏 名

ⓐ

民生・児童協力委員身分証明書（紛失・亡失）届

このたび次のとおり児童委員身分証明書を紛失（亡失）しましたので、お届けします。
なお、再交付くださるようお願いいたします。

記

1 身分証明書の番号

証明番号

交付年月日 平成 年 月 日

2 紛失（亡失）した年月日及び場所

3 その他参考事項